

## 改修内容及びバージョンアップの方法について

### 1 改修内容

#### (1) 「登記申請書補助」画面において入力された物件情報について確認が行われる

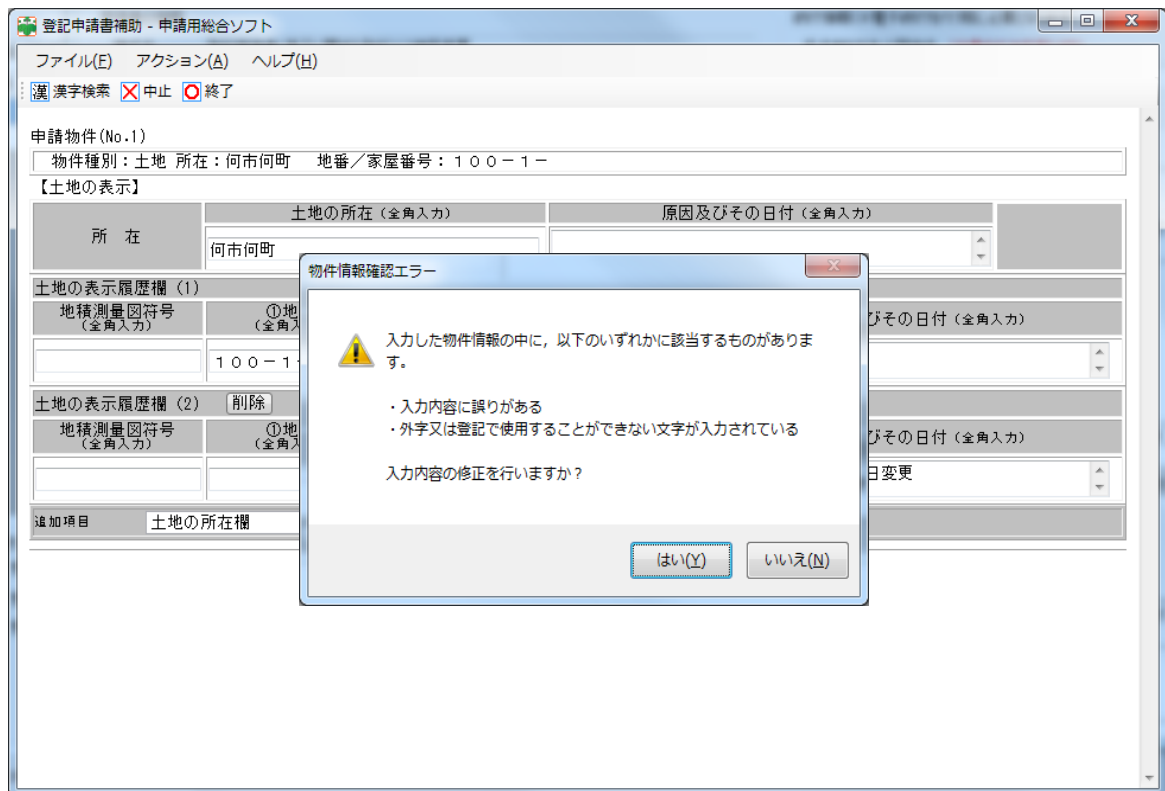
平成29年3月にバージョンアップを実施した申請用総合ソフト(4.8A)以降、不動産の登記申請の場合、申請書の作成完了時又は送信時に、申請書に入力された物件情報が存在するか、形式的な入力誤りがないかなどについて、確認が行われるようになりました。加えて、今回のバージョンアップでは、「登記申請書補助」画面においても当該確認が行われるようになります。

なお、当該確認を行うには、登記・供託オンライン申請システムにログインしている必要があります。

当該確認のイメージを以下に示します。

- ① 「登記申請書補助」画面において、申請する登記の目的に応じて必要な情報を入力後、「終了」ボタンをクリックします。この際、登記・供託オンライン申請システムにログインしていない場合には、上記確認は行われず、入力内容を反映して本画面を閉じます。

ログインしている場合には、物件情報が存在するか、確認が行われます。入力された物件情報に誤りが存在しない場合には、そのまま入力内容が反映され、「登記申請書補助」画面を閉じます。入力された物件情報に誤りが存在する場合には、以下の「物件情報確認エラー」ダイアログが表示されます。物件情報を修正する場合は、「はい」ボタンをクリックしてください。



- ② エラー内容が表示され、エラーのある項目が黄色くなります。エラー内容を確認し、修正後、再度「終了」ボタンをクリックしてください。



## (2) 電子納付用紙における出力項目の変更

「電子納付」画面の「印刷」ボタンをクリックすることで表示される電子納付用紙において、申請者IDを出力しないよう改修します。

## (3) 供託手続の申請書様式の変更

「払渡請求書(1)供託金」及び「払渡請求書(3)利息」の申請書様式中、一部入力項目の分割と入力規則を変更します。

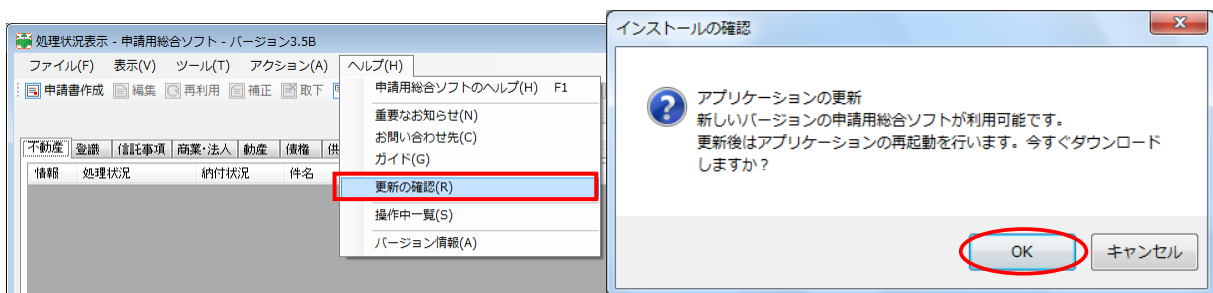
## 2 バージョンアップの方法

平成29年7月28日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されませんので、御注意ください(※2参照)。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます(※3参照)。



※1 バージョン3.4A以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。

※2 誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

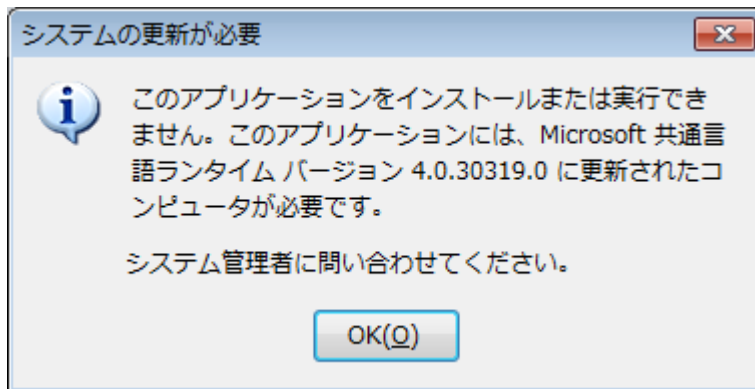
なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

※3 「このアプリケーションをインストールしますか?」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

### 3 注意事項

#### (1) 御利用のPCに.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 がインストールされていない場合

以下のメッセージが表示された場合は、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6（Windows 10 に標準でインストールされているもの）がインストールされていないため、「[.NET Framework4.5.2 又は 4.6 のインストールについて\(2\)インストール方法](#)」の手順を実施し、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 をインストールしてください。インストール後、申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、バージョンアップを行ってください。



#### (2) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダにお問い合わせください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試ください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に御確認ください。